

日光市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会を目指して

令和3年9月

日光市

目 次

はじめに

1. パートナーシップ宣誓制度について
2. 宣誓できる方
3. 宣誓から、宣誓証明書の交付まで
4. 宣誓に必要なもの
5. 宣誓後の手続きについて
6. FAQ（よくある質問）

（参考）

日光市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（本文のみ）

【用語の解説】

L G B T Q Lesbian（レズビアン：女性の同性愛者）・Gay（ゲイ：男性の同性愛者）・Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）・Transgender（トランスジェンダー：体と心の性別に違和感を持つ人）・Questioning（クエスチョニング：自分の性別が判らない人、決まっていない人）または Queer（クイア：セクシャルマイノリティの総称）の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す言葉の一つとして、東京2020オリンピックを契機に広く用いられています。

カミングアウト LGBTQであることを、自らの意思で明かすこと。

はじめに

日光市は平成30年3月に策定した「第2次日光市人権施策推進基本計画」の基本理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重される明るく住み良い社会の実現を目指し、様々な人権施策を展開してまいりました。

今年は、東京2020オリンピックが開催され、182名のアスリートが性的マイノリティであるLGBTQのカミングアウトを行って出場し、開会式では6名のLGBTQであるアスリートが国を代表する旗手を務め、オリンピック史上初めてトランスジェンダーの選手も出場しました。



これは、欧米を中心にLGBTQに対する社会の理解が進み、カミングアウトしやすい環境が広まったことが背景にあります。2014年にオリンピック憲章で性的指向による差別の禁止が明示されて以降、東京2020オリンピックはLGBTQへの理解と参加が最も進んだ大会となりました。

このように世界がLGBTQへの理解が進んでいる中、本市において「日光市パートナーシップ宣誓制度」が始まります。この制度は、性的マイノリティ（LGBTQ）のお二人が、相互に協力し合いパートナーシップの宣誓を行い、市がその宣誓を公的に証明するものです。

婚姻制度と異なり、相続・税金の控除などの法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人が、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し安心して共同生活を送れるよう、行政がその関係を承認し、尊重していくことは大きな意義があると考えています。

日光市は、このパートナーシップ宣誓制度を市民や事業者の皆さまに理解し尊重していただくことを通して、多様な性と家族のあり方への理解が広がり、一人ひとりが個人として尊重され、多様性を認め、ともに生きる社会の実現を目指してまいります。

令和3年9月

日光市長

糸川昭一

1. 日光市パートナーシップ宣誓制度について

性的指向や性自認が異なる性的マイノリティ（LGBTQ）であるお二人が、本人の意思に基づき、お互いを人生のパートナーとして、日常生活で、経済的、物理的、精神的に協力しあうことを約束した関係であることを市長に対して宣誓し、日光市がその事実を公的に証する制度です。

戸籍上同性の性的マイノリティのカップルが対象となります。

この制度は、婚姻制度と異なり、お二人の関係を法的に保護するものではありません。そのため、相続や税控除などの法的な効果はありませんが、お二人が互いに支え合いながら生きていくことができるよう、応援していく制度です。

この制度の導入により、差別や偏見の解消、性の多様性に対して、市民や事業者の理解が深まり、誰もが自分らしく、いきいきと輝く多様性を認めあう社会の実現を目指します。

2. 宣誓できる方（次の全ての要件を満たすことが必要です。）

① 2人とも成年に達していること（※1）

○宣誓をする日に、2人とも20歳（2022年4月1日以降は、18歳）以上の方

（※1）民法第4条（成年）年齢20歳をもって、成年とする。

（改正により2022年以降は満18歳となる予定です）

② 日光市民であること、または日光市に転入を予定していること

○2人とも日光市に住所があること、または14日以内に、市内の同一の世帯に同居することが必要です。

○14日以内に転入する予定があれば宣誓できます。転入予定先の住所、予定日をご記入ください。

③ 配偶者がいないこと

○配偶者がいないことを、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）などで確認します。

※婚姻の届出をしておらず、事実上の婚姻と同様の方で同居している方がいないことも含みます。

※外国籍で、外国の法律により同性結婚をしている方は、宣誓できます。

④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

○日光市、または同様の制度を実施している自治体などで、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓や登録を行っている方は、宣誓できません。

⑤ 宣誓者同士の関係が近親者でないこと（※2）

○民法の規定により婚姻をすることができない近親者である場合には、宣誓をすることができません。（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族の関係にある等）

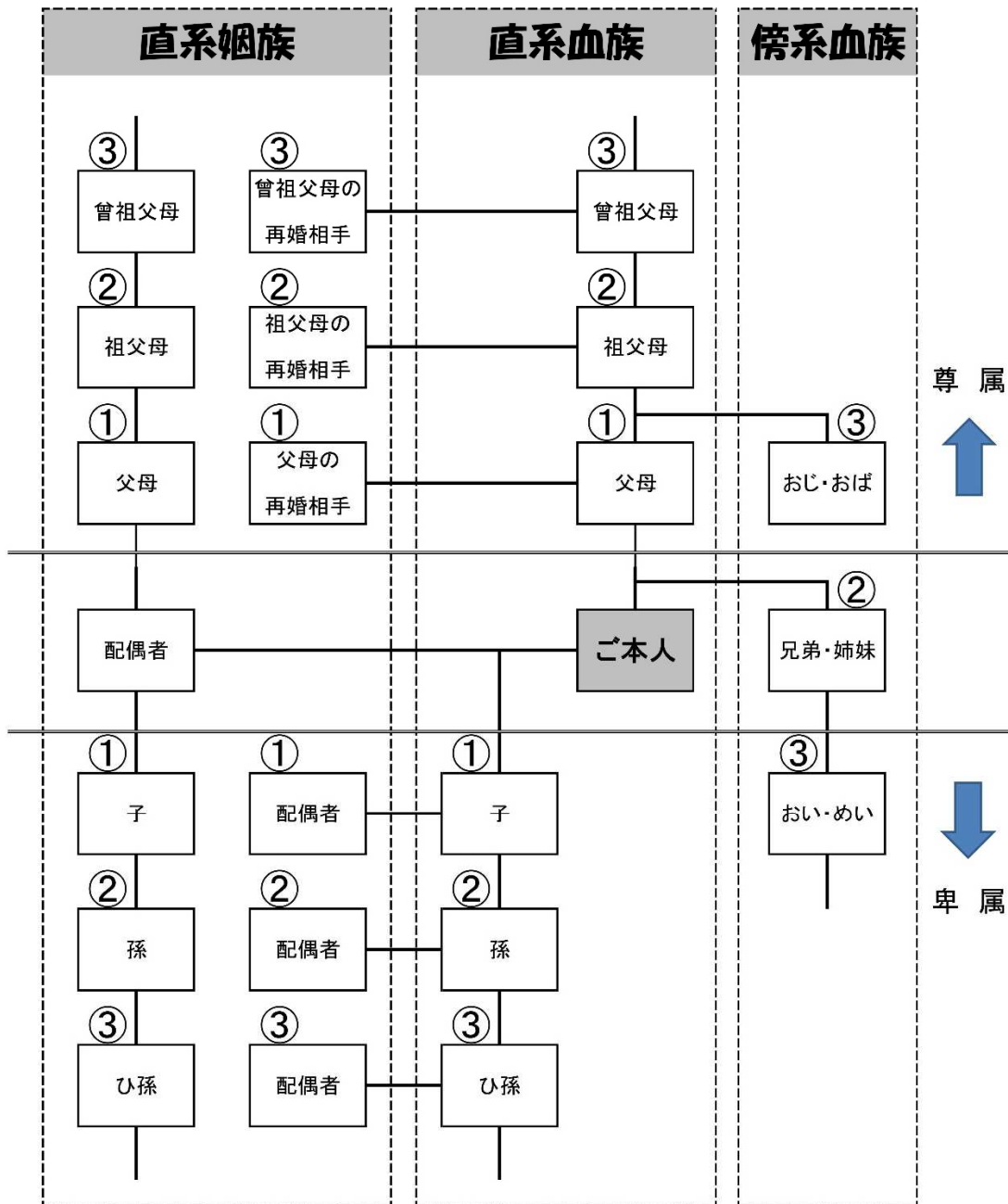
（※2）2ページの「三親等内の親族について」をご覧ください。

○宣誓者同士が養親子等の関係がある場合には、養子縁組を解消した後で宣誓することができます。

三親等内の親族について

○ご本人からみて、この表の中のご親族とは、パートナーシップ宣言はできません。

個別の事情については、総務課までご相談ください。



(※2) 民法第 734 条 (近親者間の婚姻の禁止)

1. 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第 817 条の 9 (実方との親族関係の終了) の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

民法第 735 条 (直系姻族間の婚姻の禁止)

直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第 728 条又は第 817 条の 9 の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

3. 宣誓から、宣誓証明書の交付まで

① 宣誓日の事前予約

- 宣誓希望日の7日前までに、電話、FAX、メール、窓口にて予約してください。
宣誓日時、宣誓場所の調整、必要書類の確認をします。
※直接のご連絡は、平日の午前8時30分～午後5時15分をお願いします。

【連絡先】総務課
TEL 0288-21-5184
FAX 0288-21-5137
e-mail soumu@city.nikko.lg.jp

- 宣誓時間は、月～金（年末年始の休日及び祝祭日を除く）の午前8時30分～午後5時15分までです。
- 宣誓場所は、総務課になります。希望により個室で宣誓ができます。

② パートナーシップの宣誓

- 予約した日時に、必要書類をお持ちの上、2人そろってお越しください。
- 必要書類を提出し、宣誓書に署名を行い、パートナーシップの宣誓をします。
- 市が宣誓書と必要書類を確認し、宣誓の要件を備えているか確認します。
- 書類の確認で、お時間を要する場合があります。
お時間にゆとりをもってお越し下さい。
- 書類の不備などにより、宣誓を受付けられない場合があります。

③ 宣誓証明書の交付

- 宣誓の要件が確認できましたら、宣誓証明書を交付します(無料)
※宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料は自己負担になります。

4. 宣誓に必要なもの

① パートナーシップ宣誓書

- 「宣誓書」は、宣誓日当日、宣誓するお二人に記入していただきます。
※宣誓書は、市役所で用意します。

② 住民票の写し(住民票記載事項証明書)など

- 本籍、個人番号（マイナンバー）の記載されていない、3か月以内に発行されたもの。
- 同一世帯で、2人の情報の記載があれば、1通で差し支えありません。
- 市内への転入を予定している場合は、確認できる書類。（転出証明書、物件売買契約書等）

③ 独身であることを証明する書類

- 戸籍謄本（全部事項証明書） ※3か月以内に発行されたもの。
- 外国籍の方は、大使館等で発行される「婚姻要件具備証明書」とその日本語訳。
- 外国で同性結婚をしている場合は「外国での婚姻に係る証明書」とその日本語訳。
※日本語訳には、翻訳者名を記載してください。

④ 本人を証明する書類

- パートナーシップの宣誓にあたり、本人確認の書類は戸籍法に準じて提示いただきます。
 ○通称名の使用を希望する方は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類が必要です。
 (例) 勤務先・学校等が発行した身分証明書、通帳、診察券、会員証、郵便物など2点以上
 ○本人確認の具体的な証明の例

1枚の提示で足りるもの(例)	2点以上の提示が必要なもの(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・自動車運転免許証 ・旅券(パスポート) ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・印鑑登録証明書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く。)など 「※印」の書類は、2点以上あっても確認できません。 上段の書類と組み合わせて提示してください。

参考：法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>)

5. 宣誓後の手続きについて

① 宣誓証明書の再交付(紛失・届出事項の変更)

- 紛失や毀損で、再交付を希望する場合は、「日光市パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(様式第3号)」の提出により再交付します。
 ○氏名、通称名、住所、電話番号など、変更があった場合は「日光市パートナーシップ宣誓事項変更届」(様式第4号)を提出してください。変更後の宣誓証明書を交付します。
 ・氏名など変更されたことが確認できる書類を添付してください。
 ○紛失以外の理由の場合、交付済みの宣誓証明書は返還してください
 ○来庁日を事前にご連絡ください
 ○お越しいただく際は、本人確認のできる書類を必ずお持ちください。

② 宣誓証明書の返還

- 次のいずれかに該当する場合には、日光市パートナーシップ宣誓証明書返還届(様式第5号)を提出し、宣誓証明書を返還してください。
 ・パートナーシップを解消した。
 ・双方又は一方が市外へ転出した。
 ・そのほか宣誓の要件に該当しなくなったとき
 ○宣誓の取り消し
 ・宣誓要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、通知しますので、宣誓書を返還してください。
 ・返還いただけない場合は、無効とした宣誓証明書の番号を市ホームページ等で公表することがあります。

6. FAQ(よくある質問)

Q1 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

- A. 宣誓や宣誓証明書の交付には、費用はかかりません。
ただし、宣誓に必要な提出書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q2 宣誓証明書はすぐに交付されますか？

- A. 提出された書類に不備がなく、宣誓が認められる場合は、当日交付いたします。
ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

Q3 パートナーシップ宣言ができない近親者の関係を教えてください。

- A. 民法で規定されている婚姻ができない関係を指します。(2ページの三親等内親族図を参照)
ただし、養子と養親の関係であって、離縁により当該関係が終了した場合は宣誓することができます。

Q4 どうして養子縁組をしていると宣誓ができないのですか？

- A. パートナーシップ宣誓制度は、婚姻関係のようにお二人が対等の立場で、相互に協力し合いながら継続的に生活することを誓約するものです。
そのため、養子縁組をしている場合は、パートナーシップと関係が重複してしまうということから、本制度を受けたい場合には養子縁組を解消した場合に限り宣誓を認めることとしています。

Q5 通称名を使用することはできますか？

- A. 通称名で宣誓ができます。ただし、宣誓書には戸籍上の氏名も記載していただきます。
通称名を使用していることを証明できる書類等のご提示をお願いします。
なお、交付する宣誓証明書の裏面には戸籍上の氏名を記載します。

Q6 ほかの人が代理で宣誓することはできますか？

- A. 代理での宣誓はできません。必ず宣誓をするお二人が、揃って窓口等にお越しください。
ご自身が宣誓書に自署できない場合は、本人立会いの上、代筆は可能です。

Q7 成りすましや偽装等の悪用をされませんか？

- A. 市が宣誓を受ける際、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うための身分証明書の提示を求め、宣誓書にはそれぞれの方に氏名を自署していただくことにしています。
このような手続きを経て、成りすまし等による悪用が発生しないよう十分に注意を払います。
また、宣誓要件に該当しないことが判明した場合は、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証明書の返還を求め、無効とした宣誓証明書の交付番号を市のホームページ等で公表することがあります。

Q8 同居していないと宣誓できませんか？

- A. 同居していなくても、一方が14日以内に転入予定であれば宣誓できます。
ただし、14日以内に転入した証明書類の提出をお願いします。

Q.9 転入予定でも宣誓できますか？

- A. 14日以内に転入予定であれば宣誓できます。日光市に転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えることに必要な時間を確保できるよう、転入届に準じた期間で想定しました。

Q10 宣誓証明書は、どこで利用できますか？

- A. 現時点では、次の行政サービスに利用することができます。
今後、利用できる行政サービスが追加となった場合、市ホームページ等でお知らせします。

- ・市営住宅の入居申込み（建設部建築 住宅課）
- ・市営墓地の永代使用許可申請、承継（市民生活部 生活安全課）

また、民間事業者や市民の皆様に対しても、宣誓証明書の利用などについて周知啓発を進めて、利用の促進を進めていきます。

現在は、パートナーシップ宣誓制度に応じて、以下の民間サービスの提供が始まっています。
詳しいサービス内容は、該当する企業にお問い合わせください。

- ・携帯電話会社の家族割
- ・航空会社のマイレージ共有
- ・金融会社の住宅ローン
- ・生命保険の死亡保険金の受取人
- ・クレジットカード会社の家族カード発行など

Q11 制度の利用に際し、プライバシーは守られますか？

- A. 宣誓の際は、希望に応じて個室を用意します。事前予約の際にお申出ください。
また、提出書類に記載された内容など大切な個人情報、個人情報保護法の手続きにより、厳密に守られます。
また、パートナーシップ宣誓制度は、市の手続き上の制度なので、戸籍などに記載されることもありません。

Q12 日光市外に転出するときはどうしたらよいですか？

- A. どちらか一方が、またはお二人とも市外に転出をする場合には、宣誓の要件を満たすことができないことになるので、返還届を提出し、宣誓証明書を返還してください。
ただし、転勤や親族の介護等で「一時的」に転出することになった場合を除きます。

Q13 関係を解消した場合には、どうしたらよいですか？

A. パートナーシップを解消した場合には、返還届を提出し、宣誓証明書を返還してください。

Q14 宣誓書は何年間保存されますか？

A. 市の文書取扱規程において、永年保存します。
但し、宣誓書の返還をした場合、宣誓証明書が無効になった場合を除きます。

Q15 パートナーシップ宣誓制度は、婚姻はどう違いますか？

A. 婚姻は、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等の様々な権利と義務が発生し、戸籍に婚姻の事実が記載されます。

一方、日光市パートナーシップ宣誓制度では、市の内部手続きとなる要綱に基づいて実施するため、法的な効力は発生しません。

パートナーシップの宣誓を行っても、戸籍や住民票の記載事項は変わりません。

Q16 法的効力がないのに、制度の導入をするのはなぜですか？

A. 日光市では、「一人ひとりの人権が尊重される明るく住み良い社会」を目指すことを基本理念としています。その上で、「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の3つの基本方針を定めています。

このような社会実現の施策の一つとして、性的マイノリティ（LGBTQ）のお二人のパートナーシップの関係を、日光市が公的に認めることで、性的マイノリティの方々への市民の理解が進み、尊重する取り組みが広がっていくことを期待し、この制度を導入いたしました。

Q.17 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A. 婚姻に類似した関係を構築する方法として、公正証書としてパートナー契約証書や任意後見契約を結ぶ方法や、遺言書を作成することなどで可能なことがあります。

公証制度については、最寄りの公証役場にご相談ください。

- 宇都宮公証センター u-kousyo@snow.ucatv.ne.jp
320-0811 宇都宮市大通り 4-1-8 宇都宮大同生命ビル 7F 028-624-1100
- 足利公証役場 sshikaga-kousyou@sun.gmobbb.jp
326-0814 足利市通 3-2589 足利織物会館 3F 0284-21-6822
- 小山公証役場 oyama-notary@bird.ocn.ne.jp
323-0807 小山市城東 1-6-36 小山市商工会議所 3F 0285-24-4599
- 大田原公証役場 otawarakousyou@axel.ocn.ne.jp
324-0041 大田原市本町 1-2714 0287-23-0666

参 考

日光市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日光市人権尊重の社会づくり条例(平成25年日光市条例第5号)の理念に基づき、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め、ともに生きる社会を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は継続して共同生活を行うことを約した、戸籍上の性別が同一の2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人の者が、お互いをパートナーとすることを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が本市に住所(同一住所に限る。)を有していること。
 - イ 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓を行う日から14日以内に当該住所への転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓を行う日から14日以内に本市への転入(同一住所への転入に限る。)を予定していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届を出していないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと。
- (4) 宣誓をしようとする相手のほかにパートナーシップの関係のある者がいないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係でないこと。ただし、同条の規定による養親子等間の婚姻の禁止について、離縁により養親子等の関係が終了した場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、日光市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（本市に転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）
 - (2) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻をしていないことを証する書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、宣誓をしようとする者の本人確認のため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 第3条第2号イ又はウに該当する者は、宣誓の日から14日以内に本市の住民票の写しを市長に提出しなければならない。
- （通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書に記入する氏名について、通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であって社会生活上日常的に使用しているもの。以下同じ。）の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名と通称名を併記するものとする。

（証明書の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書を提出した者（以下「申請者」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、申請者に対し第4条第2項に規定する方法による本人確認を行った上で、日光市パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による宣誓書への通称名の記入があったときは、証明書に当該通称名及び戸籍上の氏名を併記するものとする。

（紛失等による証明書の再交付）

第7条 前条の規定により証明書の交付を受けた申請者（以下「宣誓者」という。）が、当該証明書を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、日光市パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、証明書の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書を再交付するものとする。この場合において、宣誓者は毀損又は汚損した証明書を返還しなければならない。

（宣誓書記載事項の変更による証明書の再交付）

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、日光市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第4号）に、証明書及び記載事項の変更の事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、変更内容を確認した後に、記載事項を変更した証明書を交付するものとする。この場合において、第4条の規定を準用する。

(証明書の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、日光市パートナーシップ宣誓証明書返還届(様式第5号。以下「返還届」という。)に証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 双方又は一方が市外へ転出したとき。

(3) 宣誓者の一方が死亡したのちに、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第3条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(証明書の無効)

第10条 市長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書の交付を受けたこと又は証明書を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓者の証明書を無効とする。

2 市長は、前項の規定により証明書を無効とした場合は、宣誓者に当該証明書の返還を求めるものとする。

3 市長は、前項に規定する無効となった証明書が返還されないことに正当な理由が認められない者について、当該証明書の番号を公表することができる。

(施策の推進に当たっての配慮)

第11条 市長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分配慮するものとする。

(周知啓発)

第12条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存期間)

第13条 市長は、宣誓書を永久保存するものとする。ただし、次に掲げる場合は、これを廃棄することができる。

(1) 第9条の規定による返還届を受けた場合

(2) 第10条第1項の規定により証明書が無効になった場合

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。



一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会を目指して